



第33号

山口浜屋税理士法人

東京都日野市豊田4-14-14

TEL042-586-9050



若宮神社にて 職員（白子）撮影

代表社員 浜屋 浩

## 年頭所感 ～門をひらくために～

皆様おすこやかに新春をお迎えのことと存じます。皆様にとって、新年が素晴らしい年となりますようお祈りいたします。

何かの問いを持ち続けながら、人と話したり本を読んでいると、思わぬヒントに出会えることがあります。

明治時代の文豪、夏目漱石は「則天去私（そくてんきよし）」という言葉を残しました。「天にのっとって私心を捨てる」という意味なのですが、「自己本位」を主張し、自我を身につけることを重視していた漱石が、なぜ自己を捨てようと考えようになったのか疑問に感じていました。

一方で、「道元の思想（頼住光子）」という本を読んだとき、道元の著した「正法眼蔵」の「原成公案」という巻に次の言葉があることを知りました。「仏道をならうといふは、自己をならう也。自己をならうというは、自己をわするなり。自己をわするるといふは、万法に証せら

るるなり。万法に証せらるる  
というは、自己の心身及び他  
己の心身をして脱落せしむる  
なり。」

(意識：仏道を学ぶには自ら  
を学ぶ必要がある。自らを学  
ぶためには自らを忘れること、  
すなわち自分や他人の心身に  
対するとらわれを無くした、  
無我の状態であらゆる存在に  
触れる必要がある)

私はこれを読んで、漱石は  
禅宗の「無我」の境地に共感  
を抱いたのかもしれない、と  
感じました。

漱石後期の作品「門」には、  
禅寺を訪れた主人公の宗助が  
寺を去る際に述懐する場面が  
あるのですが、宗助は寺での  
生活を「自分は門を開けて貰  
ひに来た。けれども門番は扉  
の向側<sup>たた</sup>にいて、<sup>たた</sup>叩いても遂に  
顔さえ出してくれなかった。  
ただ、「<sup>たた</sup>叩いても駄目だ。独  
りであけて入れ」と云う声が  
聞こえたただけであった。」

(漱石全集第六巻 P.598)と  
いうイメージで振り返ってい  
ます。

このワンシーンを「無我」  
の視点から眺めると、無我の  
境地に至ることの難しさと、  
受け身な学び方への叱責を示  
しているように感じられます。



## 「万法に証せらるるとは？」

ところで先程ご紹介した正  
法眼蔵の「万法に証せらるる」

とはどういう意味なのでしょ  
うか。「万法」とは「ありと  
あらゆる存在によって私たち  
がここにある」という意味だ  
と理解されています。道元の  
意図を離れてこの言葉を現代  
に置き換えてみると、「個人  
と個人を取り巻く社会の関係」  
と考えることもできそうです。

個人を取り巻く国や社会の  
仕組みや動き方について理解  
を深めようとするとき、人は  
何に注目するでしょうか。

国や社会全体の動きを一挙  
にみることはできませんから、  
その対象のどこかに注目して、  
何を観察するかを選ばなけれ  
ばなりません。例えば経済全  
体を知るためには、個々の消  
費者や企業の行動様式を知る  
ことが必要となります。

しかし一方で、個々の企業  
の行動は経済全体の動きに影  
響を受けます。このような状  
況にあると、こんどは全体に  
ついての知識も必要となって  
きます。

「私」と「私」を取り巻く  
「公共」の在り方はどうある  
べきなのか、個人の尊厳を前  
提とした公共空間をつくりだ  
すために必要な制度や法律は  
今のままでいいのだろうか。  
このような簡単に答えが出な  
い問いを抱え続けるのはつら  
いことですが、万法に証せら  
るるという意識を持たずにど  
こかに簡単な答えを求めよう  
とすると、宗助が聞いた門番  
の発した「<sup>たた</sup>叩いても駄目だ。

独りで開けて入れ」という声  
が聞こえてくる気がします。



漱石の「草枕」の冒頭には、  
「智に働けば角がたつ。情け  
に棹をさせば流される。意地  
をとおせば窮屈だ。とかくこ  
の世は住みにくい。」という  
一節があります。

住みにくい世で摩擦を避け  
て生きるのもひとつの生き方  
ですが、時には、角がたつこ  
とを忌避することなく智を大  
切にし、情は理解しても流さ  
れないように心掛けたいと思  
います。

健全な懐疑心を持ち、異な  
る価値観をもつ他者を理解し  
ながら現実<sup>に</sup>起きている困難  
に向き合おうとする態度を持  
つことが、「住みにくい」世  
の中を少しずつ「住みやすく」  
変化させるために必要なこ  
となのでしょう。

いま、現状を観察しながら、  
一步一步進んでいく忍耐力が  
求められていると思います。

本年もよろしく願いいたし  
ます。(浩)



# 令和5年度税制改正～贈与について考える

昨年12月に令和5年度与党税制改正大綱が発表されました。

今回は、大綱に示されている「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」に関連して贈与税の税制改正をご紹介しますとともに、「贈与とはなにか」について考えてみました。

私は「相続税の節税」について生前に相談されたとき、もっとも一般的で簡単な方法として、「年110万円以内で贈与する」ことをご紹介します。贈与税の暦年課税制度を適用すると、年110万円までは非課税だからです。毎年贈与するかどうか決めることができることも、負担の少ない万人に受け入れやすい、すなわちお客様に後悔させるリスクの少ない安全な贈与として紹介しやすい節税策でした。

今回の大綱ではこの「年110万円以内の贈与」に関する改正が盛り込まれていて、「相続税節税に逆風」「駆け込み節税ラストチャンス」などと報じられていますが、実は改正によってそのメリットが大きく封じられるわけではありません。

今まで、相続開始前「3年以内の贈与については、相続税財産に加算される（相続税が課税される）ことになってい

ました。それが改正により7年以内になります。ただし、3年を超える期間は110万円まで課税されません。つまり、110万円以内の贈与であれば今までと変わらないということです。

また、今まで制度を使った以後の贈与は全額相続財産に加算となっていた「相続税精算課税制度」についても改正があり、制度を使っても別途、年110万円の控除が受けられるようになります。

相続税は、資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っており、高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることは、格差の固定化につながりかねないとされています。果たしてこの改正が格差の解消につながるものかは疑問ですが、資産の早期の世代間移転を促進する観点からは、制度を利用する方が増えることが、日本経済に貢献する一因となることを願うばかりです。

さて、「そもそも贈与ってなんだろう。」「私たちは、何のために贈与するのか。」について考えてみました。

売買は、モノやサービスを得る代わりに、販売者へ（おもに金銭で）対価を支払います。一方で贈与は、お金やモノが贈与者から受贈者へ一方的に流れる、だけでしょうか。

私は、贈与は単純にお金やモノだけでなくその思いも届けることと考えています。では、それはどんな思いでしょうか。「単なる相続税の節税=税金を払わない」ことを目的としていらっしゃる方は少ないでしょう。

お子様やお孫様の支援。その支援には、受贈者の未来への期待、希望があると思います。

逆に、受け取る側にとっては、その期待・希望に応えることができるのか。契約ではありませんから期待・希望に添えなくても構わないのですが、それが重荷になったり信頼を裏切るような思いを返してしまったり…家族ってやっかいなものです。

また、贈与は受贈者以外のほかの家族の関係にも影響を与えることとなります。兄弟は公平と考えるのか、後継者としての責任と重荷を誰かに託したいのか。家族全員がおなじ思いとは限りません。

どうぞ、皆様のこれからの家族の関係にも思いをはせて、ご家族が希望と信頼に満ちた関係でいられるような贈与をご決断いただけたらと願わずにはおれません。

今年もよろしくお願ひします。

(玲子)